【資料1】

豊後大野市行政評価システムの概要

行政評価システムとは？

行政評価とは「政策、施策、事務事業について（事前、事中、事後を問わず）一定の基準、指標をもって妥当性、達成度や成果を判定するものとする。（「H25年度地方公共団体　における行政評価の取組状況：総務省」より）とされており、本市では「まちづくり基本条例第27条」に行政評価の実施が規定されています。

そのため、政策、施策及び事業を計画・実施し、その結果を政策、施策及び事業の目的に基づいて評価し、改善・見直しを図っていくというサイクルを毎年度積み重ねていくことが大切です。

行政評価は、行財政活動の目標の明確化、効果の数値化、費用対効果の分析を行い、それらを基準として、政策、施策及び事業における「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルド」等を行い、行政の効率化を図っていくことです。又、サイクルとして毎年度繰り返される作業の積み重ねであるため、全庁的な評価のスキルアップを図っていく必要があります。

■ＰＤＣＡサイクルのイメージ図

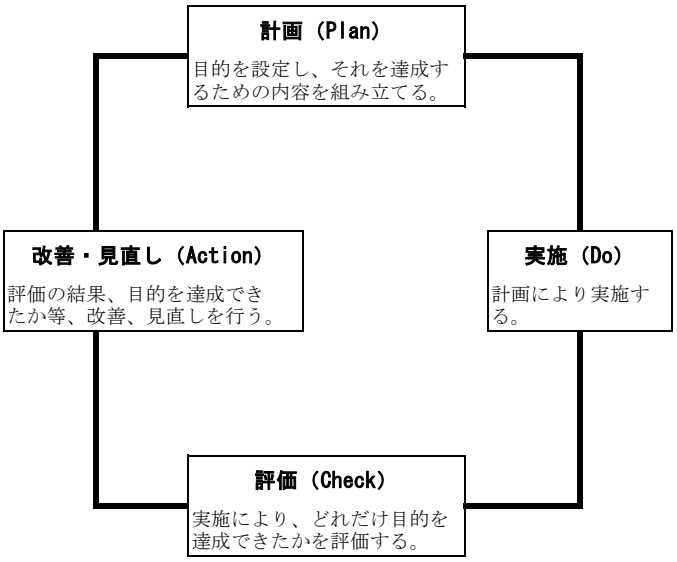
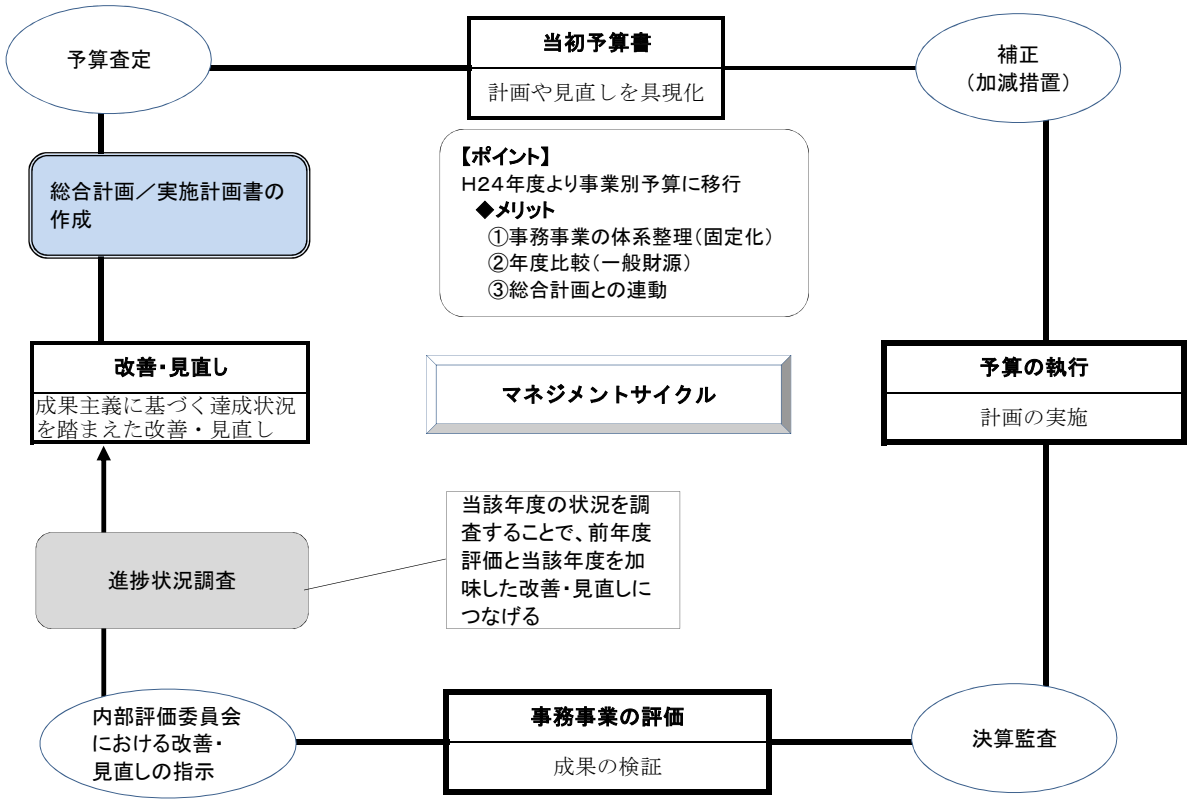
■本市における行政評価を通じたマネジメントサイクル（＝ＰＤＣＡサイクル）